

宮介第622号2
令和5年10月6日

有料老人ホーム設置者 代表者 殿

宮崎市長 清山 知憲
(公印省略)

有料老人ホームにおける適切な運営について（通知）

本市の高齢者福祉行政の推進にご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件については、日頃から老人福祉法及び宮崎市有料老人ホーム設置運営指導指針に基づき、適切な運営に努めていただいていることと存じます。

先日、新聞報道等でありましたとおり、今般、本市の指定小規模多機能型居宅介護事業所において、要介護者の人権尊重義務違反（経済的虐待）行為が判明し、指定の一部効力停止処分を行う事案が発生したところでございます。

有料老人ホームにおかれましては、高齢者が入居する施設として入居者の福祉を重視することが求められていることから、今回の事案を契機に関係法令等を再確認していただくなどし、引き続き、入居者が安心して過ごせる環境を提供していただくとともに、関係法令等を遵守した適切な運営に努めていただきますようお願いいたします。

文書取扱

介護保険課事業所支援係

電話：44-2804

FAX：31-6337